

議案第 1 2 号

新座市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

新座市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成 4 年新座市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（支給の範囲）</u> 第 7 条 市は、<u>受給者の一部負担金に相当する額を支給する。</u></p>	<p><u>（支給の範囲）</u> 第 7 条 市は、<u>受給者が支払った一の医療機関等における対象者ごとの療養に係る一部負担金のうち、それぞれ次に掲げる額を超える額に相当する医療費を支給する。</u> <u>(1) 次号に規定するもの以外の場合は、1月につき1,000円</u> <u>(2) 入院の場合は、1日につき1,200円</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、次に掲げる一部負担金について支給する医療費の額は、当該一部負担金の金額に相当する額とする。</u> <u>(1) ひとり親等の市町村民税が、その家庭に属する対象者が療養を受けた月の属する年度分（当該療養を受けた月が4月又は5月の場合にあつては、その前年度分）について、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により課されないとき、又は市町村の条例の規定により免除されているときの当該療養に係る一部負担金</u> <u>(2) 薬局における一部負担金</u> <u>(3) 治療用装具の製作費に係る一部負担金</u> <u>(4) 児童に係る一部負担金（前3号に掲げるものを除く。）</u></p>

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の新座市ひとり親家庭等医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養に係る医療費について適用し、同日前に受けた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

市町村民税が課されるひとり親等に係る医療費の自己負担額を廃止したいので、この案を提出するものである。